

平成 29 年分 年末調整チェックリスト

< 事前準備 >

チェック項目											
確認	<input type="checkbox"/> 本年の年末調整の対象者を確認しましたか。 <input type="checkbox"/> 本年分(平成29年分)「扶養控除等(異動)申告書」は、年末調整対象者全員分が保管されていますか。 <input type="checkbox"/> 給与所得者本人のマイナンバーの提供を受ける際、本人確認(番号確認と身元確認)を行いましたか。 ※ 控除対象配偶者や扶養親族の本人確認は、給与所得者が行うことになっているため不要。										
年 の 中 途 入 社 者	<input type="checkbox"/> 年の中途入社者から本年分(平成29年分)「扶養控除等(異動)申告書」を受領していますか。 <input type="checkbox"/> 年の中途入社者から前職の本年分(平成29年分)「給与所得の源泉徴収票」を受領していますか。										
申告書・配布書類等の準備	<input type="checkbox"/> 必要な申告書・書式をすべて準備しましたか。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">申告書</th> <th style="width: 50%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><input type="checkbox"/> 平成29年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書</td> <td>年末調整に使用。昨年の年末調整や入社時に提出されたものを一度返却し、確認・訂正してもらう。</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 平成29年分 給与所得者の保険料控除 申告書 兼 配偶者特別控除申告書</td> <td>年末調整に使用。税務署で入手できるほか、国税庁のHPからもダウンロードできる。</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 平成30年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書 ※様式変更されています</td> <td>来年の給与計算に使用。税務署で入手できるほか、国税庁のHPからもダウンロードできる。 翌年最初の給与計算までに回収が必要だが、年末調整時に配布・回収すると事務処理を簡略化できる。</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 平成29年分 給与所得の源泉徴収票(給与支払報告書)</td> <td>源泉徴収税額欄には所得税と復興特別所得税の合計額を記入すること。</td> </tr> </tbody> </table> <input type="checkbox"/> 申告書と一緒に配布する案内文・記入例等を準備しましたか。 ※配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しについての詳細はHPの「改正情報」参照	申告書	備考	<input type="checkbox"/> 平成29年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書	年末調整に使用。昨年の年末調整や入社時に提出されたものを一度返却し、確認・訂正してもらう。	<input type="checkbox"/> 平成29年分 給与所得者の保険料控除 申告書 兼 配偶者特別控除申告書	年末調整に使用。税務署で入手できるほか、国税庁のHPからもダウンロードできる。	<input type="checkbox"/> 平成30年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書 ※様式変更されています	来年の給与計算に使用。税務署で入手できるほか、国税庁のHPからもダウンロードできる。 翌年最初の給与計算までに回収が必要だが、年末調整時に配布・回収すると事務処理を簡略化できる。	<input type="checkbox"/> 平成29年分 給与所得の源泉徴収票(給与支払報告書)	源泉徴収税額欄には所得税と復興特別所得税の合計額を記入すること。
申告書	備考										
<input type="checkbox"/> 平成29年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書	年末調整に使用。昨年の年末調整や入社時に提出されたものを一度返却し、確認・訂正してもらう。										
<input type="checkbox"/> 平成29年分 給与所得者の保険料控除 申告書 兼 配偶者特別控除申告書	年末調整に使用。税務署で入手できるほか、国税庁のHPからもダウンロードできる。										
<input type="checkbox"/> 平成30年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書 ※様式変更されています	来年の給与計算に使用。税務署で入手できるほか、国税庁のHPからもダウンロードできる。 翌年最初の給与計算までに回収が必要だが、年末調整時に配布・回収すると事務処理を簡略化できる。										
<input type="checkbox"/> 平成29年分 給与所得の源泉徴収票(給与支払報告書)	源泉徴収税額欄には所得税と復興特別所得税の合計額を記入すること。										

< 年末調整処理 >

チェック項目																
押印	<input type="checkbox"/> すべての申告書に所得者本人の印が押されていますか。															
配偶者控除・扶養控除等	<input type="checkbox"/> 扶養控除等(異動)申告書を提出できる人で、提出漏れとなっている人はいませんか。 <input type="checkbox"/> 本年中に控除対象配偶者や扶養親族に異動があった人について、異動申告がされていますか。 <input type="checkbox"/> 本年中に死亡した控除対象配偶者や扶養親族は、死亡時の現況により該当か否かを判定されていますか。 <input type="checkbox"/> 控除対象配偶者や扶養親族の合計所得金額は、それぞれ38万円以下となっていますか。 <input type="checkbox"/> 扶養親族等の区分の判定は正しく行われていますか。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区分</th> <th style="width: 35%;">平成29年分 申告書</th> <th style="width: 35%;">平成30年分 申告書</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><input type="checkbox"/> 控除対象扶養親族(16歳以上)</td> <td>平成14年1月1日以前生</td> <td>平成15年1月1日以前生</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 特定扶養親族(19歳以上23歳未満)</td> <td>平成7年1月2日 ～ 平成11年1月1日生</td> <td>平成8年1月2日 ～ 平成12年1月1日生</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 老人控除対象配偶者・老人扶養親族(70歳以上)</td> <td>昭和23年1月1日以前生</td> <td>昭和24年1月1日以前生</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 16歳未満の扶養親族</td> <td>平成14年1月2日以後生</td> <td>平成15年1月2日以後生</td> </tr> </tbody> </table> <input type="checkbox"/> 老人扶養親族が所得者本人又は配偶者の直系尊属で同居が常況の場合、同居老親等になっていますか。 <input type="checkbox"/> 「住民税に関する事項」欄に年齢16歳未満の扶養親族が記載されていますか。	区分	平成29年分 申告書	平成30年分 申告書	<input type="checkbox"/> 控除対象扶養親族(16歳以上)	平成14年1月1日以前生	平成15年1月1日以前生	<input type="checkbox"/> 特定扶養親族(19歳以上23歳未満)	平成7年1月2日 ～ 平成11年1月1日生	平成8年1月2日 ～ 平成12年1月1日生	<input type="checkbox"/> 老人控除対象配偶者・老人扶養親族(70歳以上)	昭和23年1月1日以前生	昭和24年1月1日以前生	<input type="checkbox"/> 16歳未満の扶養親族	平成14年1月2日以後生	平成15年1月2日以後生
区分	平成29年分 申告書	平成30年分 申告書														
<input type="checkbox"/> 控除対象扶養親族(16歳以上)	平成14年1月1日以前生	平成15年1月1日以前生														
<input type="checkbox"/> 特定扶養親族(19歳以上23歳未満)	平成7年1月2日 ～ 平成11年1月1日生	平成8年1月2日 ～ 平成12年1月1日生														
<input type="checkbox"/> 老人控除対象配偶者・老人扶養親族(70歳以上)	昭和23年1月1日以前生	昭和24年1月1日以前生														
<input type="checkbox"/> 16歳未満の扶養親族	平成14年1月2日以後生	平成15年1月2日以後生														

< 年末調整処理（続き） >

チェック項目										
障害者・寡婦等	<input type="checkbox"/> 障害者に該当する(人がいる)場合に記載漏れはないですか。 ※ 障害者控除は年齢16歳未満の扶養親族も対象となります。 <input type="checkbox"/> 障害者の区分(一般の障害者・特別障害者)の判定は正しく行われていますか。 <input type="checkbox"/> 寡婦・特別の寡婦・寡夫・勤労学生の判定は正しく行われていますか。									
配偶者特別控除	<input type="checkbox"/> 所得者本人の合計所得金額は、1,000万円以下ですか。 <input type="checkbox"/> 配偶者の合計所得金額は、38万円超76万円未満ですか。 <input type="checkbox"/> 配偶者控除の対象となる人について、配偶者特別控除を適用していませんか。 <input type="checkbox"/> 控除額の計算は正しく行われていますか。									
国外居住親族	<input type="checkbox"/> 国外居住親族(非居住者である親族)について、扶養控除等の適用を受ける居住者(給与所得者)から、「親族関係書類」及び「送金関係書類」が提出又は提示されていますか。 <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #e0f0ff;">適用を受けようとする控除</th> <th style="background-color: #e0f0ff;">書類</th> <th style="background-color: #e0f0ff;">提出・提示の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配偶者控除、扶養控除、 障害者控除</td> <td>親族関係書類 送金関係書類</td> <td>扶養控除等申告書を提出するとき 年末調整を行うとき</td> </tr> <tr> <td>配偶者特別控除</td> <td>親族関係書類 送金関係書類</td> <td>配偶者特別控除申告書を提出するとき (＝年末調整を行うとき)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 親族関係書類とは、国外居住親族が居住者の親族であることを証するもの ※ 送金関係書類とは、居住者がその年において国外居住親族の生活費又は教育費に充てるための支払を必要の都度、各人に行ったことを明らかにするもの ※ 詳細は HP のリンク集「マニュアル」-「国外居住親族に係る扶養控除等の適用について」を参照</p>	適用を受けようとする控除	書類	提出・提示の時期	配偶者控除、扶養控除、 障害者控除	親族関係書類 送金関係書類	扶養控除等申告書を提出するとき 年末調整を行うとき	配偶者特別控除	親族関係書類 送金関係書類	配偶者特別控除申告書を提出するとき (＝年末調整を行うとき)
適用を受けようとする控除	書類	提出・提示の時期								
配偶者控除、扶養控除、 障害者控除	親族関係書類 送金関係書類	扶養控除等申告書を提出するとき 年末調整を行うとき								
配偶者特別控除	親族関係書類 送金関係書類	配偶者特別控除申告書を提出するとき (＝年末調整を行うとき)								
生命保険料控除	<input type="checkbox"/> 申告された保険料は、所得者本人が支払ったものですか。 <input type="checkbox"/> 一般の生命保険又は介護医療保険の保険金等の受取人は、所得者本人又は配偶者や親族となっていますか。 <input type="checkbox"/> 個人年金保険の保険金等の受取人は、所得者本人又は配偶者となっていますか。 <input type="checkbox"/> 分配を受けた剰余金や割戻しを受けた割戻金は、支払った保険料の額から差し引かれていますか。 <input type="checkbox"/> 新・旧生命保険料、介護医療保険料、新・旧個人年金保険料の区分を適正にし、控除額の計算が正しくされていますか。 <input type="checkbox"/> 保険料を支払ったことがわかる証明書類が添付されていますか。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 旧生命保険料…1契約の支払保険料が9,000円超のもの ・ 旧生命保険料以外のもの…すべての支払保険料 									
地震保険料控除	<input type="checkbox"/> 所得者本人又は本人と生計を一にする親族が所有して常時居住している家屋や、これらの人が所有している生活に通常必要な家財を保険の目的としていますか。 <input type="checkbox"/> 地震保険料と旧長期損害保険料の区分を適正にし、控除額の計算が正しくされていますか。 <input type="checkbox"/> 保険料を支払ったことがわかる証明書類が添付されていますか。									
社会保険料控除	<input type="checkbox"/> 申告された保険料は、社会保険料控除の対象となるものですか。 <input type="checkbox"/> 所得者本人又は本人と生計を一にする親族が負担することになっている社会保険料で所得者本人が支払ったものですか。 ※ 年金から特別徴収(天引き)された介護保険料や後期高齢者医療制度の保険料は、年金の受給者自身が支払ったものであるため、年金の受給者に社会保険料控除が適用されます。 <input type="checkbox"/> 国民年金保険料又は国民年金基金の掛金について、支払ったことがわかる証明書類が添付されていますか。									

< 年末調整処理（続き） >

チェック項目	
小規模企業 共済等掛金 控除	<input type="checkbox"/> 申告された掛金は、小規模企業共済等掛金控除の対象となるものですか。 ※ 所得者本人が支払った確定拠出年金の掛金はここに記入されます（給与から控除した場合は記入不要） <input type="checkbox"/> 掛金を支払ったことがわかる証明書類が添付されていますか。
住宅借入金等特別控除	<input type="checkbox"/> 提出された申告書は、本年分の申告書ですか。 <input type="checkbox"/> 住宅の取得等をした人と申告者（所得者本人）が同一人ですか。 <input type="checkbox"/> 居住の用に供した後、本年12月31日まで引き続き居住していますか。 <input type="checkbox"/> 借入れ等をしている者と所得者本人が同一人ですか。 <input type="checkbox"/> 住宅借入金の借換えをした場合に、[借換えによる新たな借入金の当初金額]が[借換え直前の借入金の残高]を上回っている場合、年末残高を調整して申告していますか。 <input type="checkbox"/> 連帯債務者がいる場合、備考欄に連帯債務の内容の記載と連帯債務者の押印がありますか。 <input type="checkbox"/> 控除額の計算は正しく行われていますか。 <input type="checkbox"/> 金融機関が発行した「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」が添付されていますか。 <input type="checkbox"/> 住宅借入金等特別控除は、算出所得税額の金額を限度としていますか。 <input type="checkbox"/> 住宅借入金等特別控除額が算出所得税額を超える場合、「給与所得の源泉徴収票」の「住宅借入金等特別控除可能額」欄に当該控除額を記載していますか。
集計	<input type="checkbox"/> 臨時に支給した給与、現物給与（経済的利益）、認定賞与等について集計の対象としていますか。 <input type="checkbox"/> 未払の給与や賞与であっても、本年中に支払の確定したものについては集計の対象としていますか。 <input type="checkbox"/> 前年中に支払の確定した給与で未払となっていたものを本年に支払った場合には、その給与は集計から除いていますか。 <input type="checkbox"/> 本年の途中で入社した人について、前職分の給与とその徴収税額、社会保険料等を集計に含めていますか。
税額計算	<input type="checkbox"/> 課税給与所得金額は、1,000円未満を切り捨てたものとなっていますか。 <input type="checkbox"/> 復興特別所得税額を含んで年調年税額を算出していますか。 $\text{算出所得税額} - \text{住宅借入金等特別控除額} = \text{年調所得税額} \rightarrow \text{年調所得税額} \times 102.1\% = \text{年調年税額}$ <input type="checkbox"/> 年調年税額は、100円未満を切り捨てたものとなっていますか。 <input type="checkbox"/> 年調年税額と徴収税額の合計額を比べて正しく過不足額を計算していますか。
精算	<input type="checkbox"/> 給与において過不足額の精算をしましたか（過納額を還付・不足額を徴収）。
納付	<input type="checkbox"/> 所得税徴収高計算書（納付書）に、税務署名、整理番号、所在地、名称等が正しく記載されていますか。 <input type="checkbox"/> 納付する税額がない場合であっても、所得税徴収高計算書を作成し提出しましたか。

< 源泉徴収票・給与支払報告書の作成・提出 >

チェック項目				
確認	<input type="checkbox"/> 税務署へ「給与所得の源泉徴収票」を提出する必要がある受給者を確認しましたか。 <input type="checkbox"/> 市区町村へ「給与支払報告書」を提出する必要がある受給者を確認しましたか。 <input type="checkbox"/> 「給与支払報告書」を提出する必要がある市区町村を確認しましたか。 <input type="checkbox"/> 個人住民税を普通徴収する者を確認しましたか(普通徴収以外の者は特別徴収)。			
	作成・提出	<input type="checkbox"/> 「給与所得の源泉徴収票」「給与支払報告書」を必要な枚数、作成しましたか。		
税務署へ提出を要する受給者分		税務署へ提出を要しない受給者分		
<input type="checkbox"/> 給与所得の源泉徴収票(税務署提出用)		1枚	<input type="checkbox"/> 給与所得の源泉徴収票(税務署提出用)	×
<input type="checkbox"/> 給与所得の源泉徴収票(受給者交付用)		1枚	<input type="checkbox"/> 給与所得の源泉徴収票(受給者交付用)	1枚
<input type="checkbox"/> 給与支払報告書(市区町村提出用)		2枚	<input type="checkbox"/> 給与支払報告書(市区町村提出用)	2枚
計		計		
※ 提出・交付期限はいずれも平成30年1月31日です。				
<input type="checkbox"/> 個人番号(マイナンバー)及び法人番号を正しく記載していますか(受給者交付用には記載しないこと)。				
<input type="checkbox"/> 税務署に提出する「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」に合計を記入しましたか。				
<input type="checkbox"/> 市区町村へ提出する「給与支払報告書の総括表」を作成しましたか。				
<input type="checkbox"/> 平成30年1月31日までに、すべての「給与所得の源泉徴収票」「給与支払報告書」を提出・交付しましたか。				

< 平成30年分の給与の源泉徴収事務の準備 >

チェック項目	
準備	<input type="checkbox"/> 「平成30年分 源泉徴収税額表」を使用する準備をしましたか。 ※配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しが行われることに伴い、扶養親族等の数の算定方法が変更されます。平成30年1月以後に支払う給与・賞与の源泉徴収の際には、新しい税額表を参照してください。
	<input type="checkbox"/> 給与所得者(従業員等)から「平成30年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」を受領していますか。 <input type="checkbox"/> 国外居住親族(非居住者である親族)について、配偶者控除、扶養控除、障害者控除の適用を受ける居住者(給与所得者)から、「親族関係書類」が提出又は提示されていますか。 ※国外居住親族の親族関係や住所等に異動がない場合には、前年以前に提示した「親族関係書類」を再度提示することも可。その場合は提出者に変更がないことを確認すること。
確認	